

平成18年8月3日

# 不適正資金に関する調査について

資金調査チーム

## <目次>

1	経過	P. 1
	(1) 資金調査チームの設置	
	(2) 岐阜県職員組合に対する調査の実施	
	(3) OB職員及び現職職員に対する調査の実施	
2	総括	P. 3
	(1) 情報公開条例施行直前（平成6年度）における資金づくりの状況	
	(2) 平成7～9年度の状況	
	(3) 資金を岐阜県職員組合へ集約された時期以降（平成10年度～現在）の状況	
	(4) 岐阜県職員組合へ集約された資金の状況	
3	不適正な経理による資金づくりの状況	P. 5
	(1) 経緯	
	(2) 総額	
	(3) 手法	
	(4) 費消内容	
	(5) 管理・執行方法	
4	岐阜県職員組合へ集約された資金（いわゆるプール資金）の状況	P. 9
	(1) 経緯	
	(2) 総額	
	(3) 費消内容	
	(4) 管理・執行方法	
5	岐阜県職員組合へ集約されなかった資金の状況	P. 17
6	今後の調査	P. 17

## 1 経過

### (1) 資金調査チームの設置

平成 18 年 7 月 5 日付けで原副知事をリーダーとする資金調査チームを設置。

### (2) 岐阜県職員組合に対する調査の実施

まず、岐阜県職員組合に存在するいわゆるプール資金の入金額及び費消された額、現在高などについて、逐次調査を実施。

#### 【岐阜県職員組合に対する調査の具体的な内容】

- ①いわゆるプール資金問題が発生した平成 10 年から現在までの間に岐阜県職員組合の委員長、副委員長、書記長及び書記次長の職にあった者すべて（合計 18 人）並びに岐阜県職員組合への資金集約に関わった可能性がある県の幹部（OB 職員及び現職職員合計 14 人）に対するヒアリングを実施。
- ②また、いわゆるプール資金が含まれている可能性がある、岐阜県職員組合が管理している預金通帳、証書、現金等の入出金別の状況について分析。
- ③さらに、上記のヒアリング及び分析や、県職員に対する書面調査等を通じて、いわゆるプール資金が含まれていた可能性がある閉鎖済みの岐阜県職員組合の預金に関する入出金履歴を入手し、分析。

### (3) OB職員及び現職職員に対する調査の実施

岐阜県職員組合に対する調査と平行し、県の不適正な経理による資金づくりについてその実態を解明するために、OB職員及び現職職員に対する書面調査を実施するとともに、詳細確認等のために必要なヒアリング等も併せて延べ約6,900人に対して実施。

調査範囲は、知事部局、開発企業局、出納事務局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び地方労働委員会事務局のすべて。なお、教育委員会は別途。

#### 【OB職員及び現職職員に対する調査の具体的な内容】

- ①情報公開条例施行直前（平成6年度）における資金づくりの実態調査  
【対象】平成6年度当時の経理担当職員約700人
- ②資金を岐阜県職員組合へ集約した時期（平成10～13年度）の実態調査  
【対象】平成10～13年度当時の経理担当職員約1,400人
- ③その後から現在まで（平成14年度～）の資金づくり、資金の保有の実態調査  
【対象】現在の全所属（所属長約200人）
- ④上記の調査をさらに補足し、確認するための現在の全職員に対する調査  
【対象】約4,500人
- ⑤ヒアリング調査も必要に応じて実施  
【対象】約100人
- ⑥調査の対象者  
延べ人数 約6,900人

## 2 総括

不適正な経理による資金づくりの状況については、現時点において下記のとおりと見込まれる。

### (1) 情報公開条例施行直前（平成6年度）における資金づくりの状況

- ①平成6年度までは、県組織のほぼ全体にわたって不適正な経理による資金づくりが行われていた。
- ②不適正な経理による資金づくりの手法は、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費等や、日々雇用職員の賃金、会議室等の使用料、タクシーの賃借料などの架空請求。中でも旅費の架空請求が大半。
- ③平成6年度における不適正な経理による資金は、県組織全体で約430百万円と推計。

### (2) 平成7～9年度の状況

- ①不適正な経理による資金づくりは、全国的な不適正経理問題の発覚や情報公開条例の施行（平成7年4月1日）を契機として、平成7年度から抑制された。
- ②平成7～8年度頃には、数次にわたって、不適正な経理による資金づくりを止めるよう口頭で指示がなされた。
- ③既に保有していた過去の資金の処理方針が示されなかった一方で、食糧費や交際費などの適正な執行が徹底されたため、その資金は、ほぼそのまま凍結状態となったと考えられる。
- ④以上の結果、平成10年度当初に保有されていた資金の総額は、少なくとも約410百万円と推計。

(3) 資金が岐阜県職員組合へ集約された時期以降（平成10年度～現在）の状況

○平成10年度当初保有されていた資金（少なくとも約410百万円。）は、平成10年から現在までの間に、次のように、集約、保有、費消、寄付、焼却又は廃棄がなされている。

■岐阜県職員組合へ集約されたもの	
少なくとも約211百万円	
■岐阜県職員組合へ集約されなかったもの	
少なくとも約199百万円	
うち	
各所属が現在も保有	約 5百万円
職員（OB職員を含む。）が現在も保有	約 109百万円
費消、寄付、焼却又は廃棄	少なくとも約 85百万円

(4) 岐阜県職員組合へ集約された資金の状況

■集約された資金（岐阜県職員組合の口座上の額）	
約256百万円（上記の約211百万円に教育委員会分約29百万円などを合わせたもの。）	
■岐阜県職員組合による費消	
△約110百万円	
■現在高	
約146百万円	

### 3 不適正な経理による資金づくりの状況

#### (1) 経緯

- ①平成6年度以前は、県組織のほぼ全体にわたって不適正な経理による資金づくりが行われていた。
- ②所属長をはじめとする幹部職員は、こうした事実を承知したうえで、その費消について指示又は黙認をしていた。
- ③不適正な経理による資金づくりは、各所属の庶務係等を中心として行われ、引き継がれていた。
- ④また当時は、官官接待が全国的に行われており、その費用を予算外で確保する必要があったことや、いわゆる予算使い切り主義的な予算執行がなされていたため、予算を年度内に使い切る必要があったことなども、不適正な経理による資金づくりの背景にあったものと考えられる。

(2) 総額

○平成6年度における不適正な経理による資金の総額は、以下のとおり約430百万円と推計される。

【平成6年度における資金の総額（推計）】

総務部	19百万円
企画部	16百万円
民生部	21百万円
衛生環境部	18百万円
商工労働部	12百万円
農政部	23百万円
林政部	11百万円
土木部	25百万円
現地機関	272百万円
開発企業局	7百万円
出納事務局	4百万円
議会事務局	0.4百万円
人事委員会事務局	1百万円
監査委員事務局	1百万円
地方労働委員会事務局	0.2百万円
合 計	約430百万円

### (3) 手法

- ①旅費、消耗品費、燃料費、食糧費等のほか、日々雇用職員の賃金、会議室等の使用料、タクシーの賃借料などの架空請求により資金づくりをしていた。
- ②このうち、旅費の架空請求によるものが大半を占める。
- ③これらは、各所属長の決裁で行われていた。

#### 【不適正な経理による資金づくりの主な例】

##### ■旅費の架空請求

- ・職員の私印が、あらかじめ庶務係等に集められ、庶務係員等が、その私印と職員名の入ったゴム印を使って架空の旅行命令書を作成し、旅行命令書に記載された職員に代わって旅費を現金で受け取っていた。

※平成9年6月からは、旅費の支払はすべて各職員への口座振替によることとされた。

##### ■食糧費の架空請求

- ・各所属がよく利用する飲食店から白紙の請求書・領収書を庶務係員等が預かり、それらを使って架空の支出命令書を作成し、食糧費をいったんその飲食店に振り込んでいた。
- ・飲食店に振り込まれた資金は、その飲食店で行われる対外的な懇談会の経費や、幹部ら職員間の飲食費に充てられたほか、現金で、飲食店から各所属へバックさせていた例もあった。



#### (4) 費消内容

○資金は、主として次のような使途に費消されていた。中でも、幹部が出席する懇談会の経費や、幹部名の慶弔費、幹部への餞別等が占める割合が相当程度高かったものと思われる。

##### ■業務に関連した費消（通常の予算では支出しにくいもの）

- ・外部の人を招いた懇談会等の接遇経費
- ・予算要望時における国の省庁への土産代
- ・ミニコミ誌等の新聞、書籍等の購入費
- ・予算措置できなかった備品、消耗品等の購入費 等

##### ■職員関係の費消

- ・職員間の会議、懇談経費
- ・職員関係の慶弔費、餞別、タクシー代 等

#### (5) 管理・執行方法

①現金又は預金で管理していた。現金は、主に所属内の金庫で管理していた。また、取引業者への預け金や切手等により管理している場合もあった。

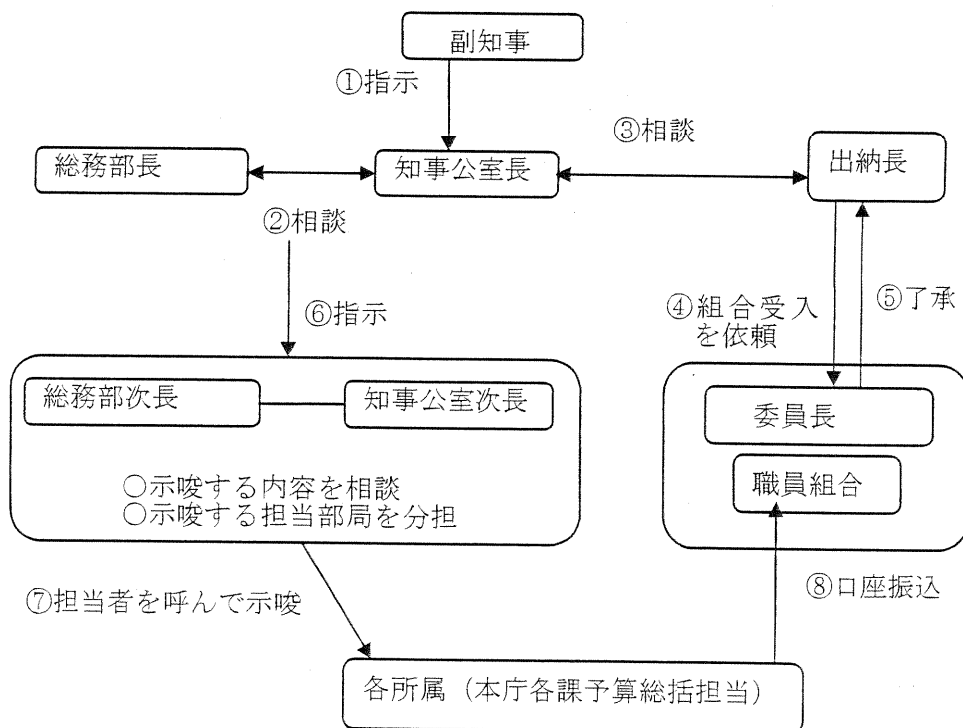
②総括課長補佐（本庁）や総務課長（現地機関）の承認を得て庶務係長等が執行していた。

#### 4 岐阜県職員組合へ集約された資金（いわゆるプール資金）の状況

##### (1) 経緯

##### 【平成 11 年 1 月～3 月頃 岐阜県職員組合への集約の第一次集中期】

- ①この第一次集中期（平成 11 年 1 月～3 月頃）に岐阜県職員組合へ集約されたものと認められる資金（利息等を含む。以下同じ。）の総額は、合計 58,401,209 円。
- ②平成 11 年度の本庁組織再編を目前にして、所属毎に保有していた不適正な経理によりつくられた資金の行方が分からなくなることを回避するとともに、その存在が表面化することを避けるため、平成 10 年末～平成 11 年 1 月頃、当時の県幹部職員が、資金を岐阜県職員組合へ集約することを企図し、本庁各課へ示唆した。強制的ではなく示唆に止まったことや現地機関へは殆ど連絡されなかったことから、これに呼応して岐阜県職員組合へ集約したのは、本庁の一部の所属に止まる。



③当時の総務部次長が保管していた個人的なメモによれば、各課に示唆した内容は、次のとおり。

対象：本庁（教委、警察及び地方事務機関を除く）61課

相手：各課総括

期間：1月中

各課処理期限：2月28日

「お知らせ」の内容（口頭）

1 「あるのか」「ないのか」は問わない。（なければ結構なこと）

2 「ある」場合

- ・他に方策をとったり、考えておられれば結構なこと。
- ・そうでない場合、一つの方策として、組合（訴訟費用のカンパ等の基金）への寄付ということも考えられているので、お知らせする。→口座振込：宛先 口座番号

（注：いずれも記載なし）

- ・以上、あくまで貴殿の判断、責任において処理されたいこと。

④岐阜県職員組合へ集約されたいわゆるプール資金の扱いについて当時どのように考えていたかについては、以下のとおり関係者の発言に食い違いがある。

- ・「岐阜県職員組合へ集約し、一時凍結した後に県に返還させるつもりであった。」との発言がある一方で、「住民訴訟の訴訟費用等に充てる可能性があったことを認識していた。」との発言もあること。

⑤この時期の岐阜県職員組合への資金の集約は、その殆どが、専用に開設された岐阜県職員組合の口座への振込によって行われた。

■この口座への入金のうち最少額は16,503円、最高額は14,385,747円。  
入金回数は計17回。総額53,899,785円。

【平成 13 年 3 月～6 月頃 岐阜県職員組合への集約の第二次集中期】

①この第二次集中期（平成 13 年 3 月～6 月頃）に岐阜県職員組合へ集約されたものと思われる資金の総額は、147,800,641 円。

②ペイオフ（平成 14 年 4 月）準備の一環として金融機関が県の口座の名寄せを実施する際に、所属毎に保有していた不適正な経理によりつくられた資金の存在が表面化することを避けるために、平成 12 年度末頃までに、当時の出納事務局の出納課長が、現地機関を含む各所属に対し、その保有する資金の岐阜県職員組合への集約を示唆。この時も、強制的ではなく示唆に止まったことから、一部の所属及び職員は、資金をそのまま保有し続けた。

■示唆の内容は、「何か困ったことがあったら相談されたい。」程度のものであり、相談に来た所属に対しては、岐阜県職員組合への集約を伝えた。

■各現地機関への伝達は、本庁各課を介して行われた。

③この時期の岐阜県職員組合への資金の集約は、すべて現金の授受によって行われていた。岐阜県職員組合は、専用の口座や定期預金を開設するなどして、受け取った現金を入金していた。

■総額 147,800,641 円の内訳は以下のとおり。

- ・専用口座への入金は、6 回に分けて総額 79,000,000 円を入金。
- ・定期預金（25,000,000 円・20,000,000 円の証書各 1 通）を開設。定期預金口座へ 6,000,000 円を入金。
- ・その他 2 口座へ 17,800,641 円を入金。

### 【上記の時期以外】

第一次集中期・第二次集中期以外でも、例えば人事異動の際に、後任者に資金の引き継ぎを断られた等の理由によって、岐阜県職員組合に現金で持ち込まれていた。岐阜県職員組合は、これを口座に入金しており、その総額は、50,279,885円と認められる。

■第一次集中期と第二次集中期の間(平成11年4月頃～平成13年3月頃)の入金総額は、3,740,616円。

■第二次集中期以降(平成13年7月以降)の入金総額は、46,539,269円。

### (2) 総額

①以上のように、岐阜県職員組合の預金上確認できる不適正な経理によりつくられた資金の総額は、第一次集中期の58,401,209円、第二次集中期の147,800,641円及びこれら以外の時期の50,279,885円を合わせた256,481,735円である。

②一方、OB職員及び現職職員に対する調査によれば、いわゆるプール資金となった総額は、少なくとも約211百万円。これに、教育委員会分約29百万円を合わせると、少なくとも約240百万円。

### (3) 費消内容

平成 11 年から現在までの間に以下のとおり、約 110 百万円が費消されたものと思われる。

#### ■岐阜県職員組合活動経費

- ・岐阜県職員組合の事務費、活動費や他の労働組合等の関係団体との交流経費等 …約 32 百万円
- ・県や報道機関等が主催する各種イベントへの協賛金…約 2 百万円
- ・県や民間企業が主催する事業のチケット購入 …約 9 百万円

合計額：約 43 百万円

#### ■貸付け・助成

- ・懲戒処分を受けた職員に対する生活資金の貸付け及び助成
  - …貸付 約 14 百万円 (1 人/約 12 百万円は返済済み)
  - …助成 約 11 百万円 (7 人)
- ・多重債務者である職員に対する貸付け
  - …貸付 約 5 百万円 (1 人/全額未返済)
- ・多重債務者の債権者である職員に対する訴訟費用の貸付け
  - …貸付 約 2 百万円 (3 人/一部は返済済み)
- ・取引先企業への助成 …約 25 百万円

合計額：返済済みを除き、約 45 百万円

#### ■岐阜県職員組合の正規会計への繰入

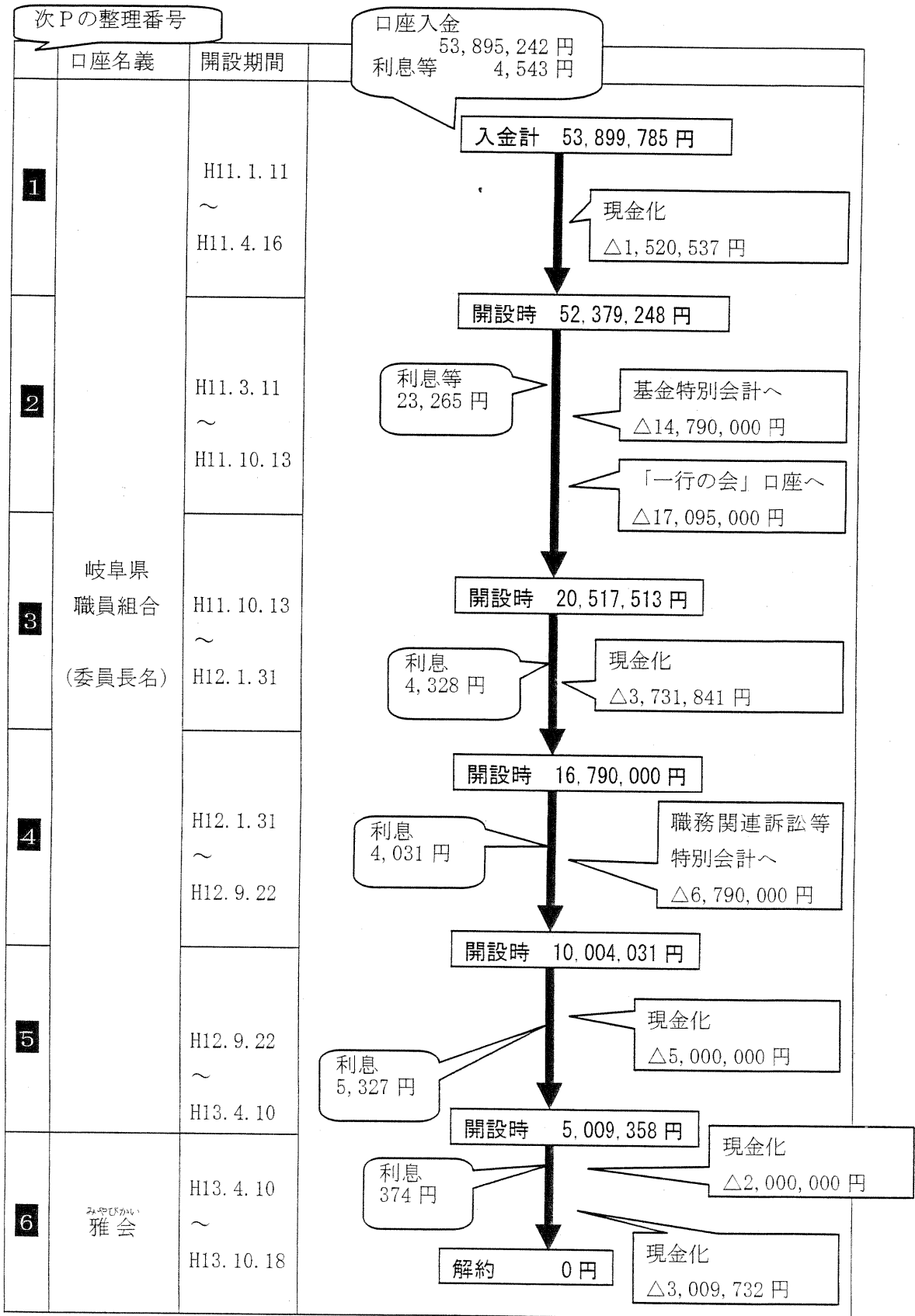
- ・組合基金特別会計への繰入 …1,479 万円
- ・職務関連訴訟等特別会計への繰入 …679 万円

合計額：2,158 万円

#### (4) 管理・執行方法

- ①岐阜県職員組合へ集約された資金は、主として委員長が受け取り、会計責任者である書記次長が預金又は現金で代々管理している。
- ②岐阜県職員組合へ資金が集約される際、所属名、資金額等の記録や、預かり証等は一切作成されなかった。また、一部には匿名で届けられたものもあった。
- ③第一次集中期（平成 11 年 1 月～3 月頃）に集約されたいわゆるプール資金の大部分は、平成 11 年 1 月から平成 13 年 10 月までの間に、5 回にわたって口座の移し替えが行われている。その過程で、新任の委員長及び書記次長があまり知らない部分が生じた。その結果、第一次集中期に集約された資金の費消には、不明な部分がある。
- ④第二次集中期（平成 13 年 3 月～6 月頃）においては、主として 1 つの口座及び複数の定期預金証書で管理され、書記次長交代時にも引き継がれている。
- ⑤執行に当たっては、基本的には委員長の指示により、会計責任者である書記次長が支出を行っている。

第一次集中期に集約された資金の大部分を管理していた口座の推移





いわゆるプール資金が含まれている可能性のある預金一覧

金融機関名	種別	名義人	整理番号	開設期間	現在残高(円)
				※1	
東海労働金庫	普通預金	岐阜県職員組合 (委員長名)	2	H11. 3. 11 ~ H11. 10. 13	—
			3	H11. 10. 13 ~ H12. 1. 31	—
			4	H12. 1. 31 ~ H12. 9. 22	—
			5	H12. 9. 22 ~ H13. 4. 10	—
		岐阜県職 <small>みやびかい</small> 雅会	6	H13. 4. 10 ~ H13. 10. 18	—
		岐阜県職 <small>しんわかい</small> 親和会	7	H13. 3. 29 ~	26,468,451
		定期預金 証書	岐阜県職 <small>しんわかい</small> 親和会	8	H13. 5. 14 ~
	9			H13. 6. 8 ~	20,057,689
	10			H13. 9. 12 ~	20,026,435
	11			H13. 11. 7 ~	20,040,859
	12			H14. 1. 11 ~	10,019,627
	13			H14. 3. 4 ~ H15. 3. 4	—
	14			H14. 3. 22 ~	10,018,827
	十六銀行	普通預金	岐阜県職員組合 (委員長名)	1	H11. 1. 11 ~ H11. 4. 16
<small>いちぎょう</small> 一行の会			15	H 3. 12. 6 ~	3,747,407
<small>こうこう</small> 孝行の会 ※2			16	H 3. 11. 2 ~	6,055,172
定期預金		<small>いちぎょう</small> 一行の会	17	H11. 12. 8 ~	2,003,845
預金口座残高計					143,510,426
現金残高					2,504,739
合計残高					146,015,165

※1：定期預金証書に係る「開設期間」欄について

…定期預金証書はすべて1年満期非自動継続であるが、「開設期間」欄には、連続性があると思われる最初の証書の発行日を記載(解約済のものは解約日を併せて記載)

※2：「孝行の会」について

…平成11年当時の名義は「哲の会」、その後H12.4に「雅の会」へ、H18.3に「孝行の会」へ名義変更

## 5 岐阜県職員組合へ集約されなかった資金の状況

①平成10年度当初に存在した資金のうち、少なくとも約85百万円は、現在までの間に、所属又は職員（OB職員を含む。）によって、次のように、費消、寄付、焼却又は廃棄がなされている。

■職場のパソコン購入費、職員間の懇談会費などの費消	約 65百万円
■愛のともしび基金やユニセフなどへの寄付	約 19百万円
■焼却又は廃棄	約 1百万円

②岐阜県職員組合への集約が示唆に止まり、県組織全体に徹底されなかったため、過去に行われた不適正な経理によりつくられた資金の一部を、現在も各所属で5百万円、職員（OB職員を含む。）が109百万円を保有している。

③職員個人が保有している理由は、ペイオフ（平成14年4月）準備の一環として金融機関が県の口座の名寄せを実施する際に、所属毎に保有していた不適正な経理によりつくられた資金の存在が表面化することを避けるために、通帳の名義を個人名に替えたことや、人事異動の際に、後任者にその引き継ぎを拒否されたことなどによる。

## 6 今後の調査

①資金調査チームとして行った約1か月間の調査の結果、明らかとなった事項は本報告のとおりであるが、さらに解明すべき点も残されている。

②資金調査チームとしては、これらのすべてをプール資金問題検討委員会へ報告することとする。

③今後、プール資金問題検討委員会を中心に検証・調査が更に進められることになるが、資金調査チームとしても、プール資金問題検討委員会の指示があれば、必要の作業を行っていくことになる。